

別紙

遠隔地からの建設資材等の調達に係る設計変更（試行）

1 趣旨

近年、一部の建設資材等の需給状況がひっ迫し、通常は地域内から調達している建設資材等についても、安定的に確保するために、場合によっては遠隔地から調達せざるを得ないことが発生している。

このため、建設資材等の需給状況のひっ迫が懸念される地域において、特記仕様書に明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には、輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うものである。

2 対象工事

積算基準日が令和4年(2022年)4月1日以降の工事を対象とする。

3 設計変更の対象建設資材等

建設資材（生コンクリート、アスファルト合材、石材等）、建設機械、仮設材（鋼矢板、H型鋼、覆工板、敷鉄板等）及び器資材（橋梁ベント、橋梁仮設用タワー等）とする。

4 特記仕様書の記載

- (1) 特記仕様書に対象工事であることを記載する。
- (2) 特記仕様書の内容は、別紙を基本とする。

5 設計変更の取扱い

(1) 設計変更の適用

通常、地域内から調達している建設資材や特定の所在地から運搬している建設機械、仮設材、器資材がひっ迫し、やむを得ず地域外などから調達せざるを得ない場合に設計変更を行う。

なお、ここでいう「地域」及び「所在地」とは、各（総合）振興局において通常の工事積算で使用している基準とする。

(2) 設計変更の手順

ア 受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事施工協議簿」に次の事項を記載の上、発注者に提出し協議する。

(ア) 地域外から建設資材等を購入及び輸送する理由

（地域内及び所在地に建設資材等が無いことを証明する資料）

(イ) 製造・生産工場等を選定した理由（調達できる資材のうち最低価格であることを証明する資料等）

(ウ) 地域外から購入及び輸送する建設資材等の名称、規格及び製造・生産工場の名称を証明する資料（「品質証明」等）

(エ) 輸送起点・経路図

(オ) 見積書

(カ) その他、工事監督員が必要と思われる事項

イ 発注者は、アの協議を受けた場合は提出された証明書類を確認の上、設計変更の適否など必要事項を記載し、速やかに「工事施工協議簿」により受注者に回答する。(水産課長、林務課長又は森林整備課長まで押印する。)

ウ 受注者は、購入費及び輸送費に係る変更を発注者から承諾され、その建設資材等を使用した場合は、次の資料の原本を提示の上、「工事施工協議簿」に写しを添付し工事監督員に提出する。

(ア) 使用証明資料(納品書等)

(イ) 購入価格(取引価格)を証明する資料(契約書等)

なお、上記原本については、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されているものを提示する。

(3) 設計変更の積算

ア 建設資材の購入費は、受注者の資材輸送費を含む購入価格(取引価格)とする。

イ 建設機械・仮設材・器資材の輸送費は、所在地から現場までを対象とし、水産基盤整備事業(漁場)設計積算基準、森林土木事業設計積算要領等により積算する。

ウ 上記ア・イによりがたい場合は、別途積算する。

(4) 設計変更の時期

設計変更は、対象建設資材等の数量確定後、速やかに行う。

(5) 留意事項

ア 受注者の責に帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。

イ 使用証明資料(納品書等)や取引価格が証明出来る資料(契約書等)で必要事項が確認できない場合、又は、原本の提示がない場合等、工事現場に納入・搬入したことを証明する資料として適切でないと判断される場合には、設計変更の対象としない。

ウ 受注者から提出された資料に虚偽の申請があった際には、法的処置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

6 適用除外工事

(1) 受注者が購入費及び輸送費を請求する意志を、事前に書面により発注者に通知していない工事

(2) その他発注者が適用除外と認めた工事

特記仕様書記載例

遠隔地からの建設資材等の調達に係る設計変更について（試行工事）

- 1 建設資材等の安定的な確保を図るために当初想定していた調達箇所以外から調達せざるを得ない場合には、事前に工事監督員と協議する。
その場合、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 2 受注者の責めに帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない
- 3 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。